

大学・都市パートナーシップ協議会会則

(趣旨)

第1条 大学と都市との有意義な連携を推進するために設置する大学・都市パートナーシップ協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この協議会は、都市を構成する多様な主体である市民・企業・行政と大学が互いに成長、発展しうる関係を構築することにより、新しい時代を担う人づくりの舞台、「21世紀型大学都市ヨコハマ」を実現することを目的とする。

(構成員)

第3条 協議会の構成員は以下のとおりとする。

- (1) 横浜市内にキャンパスのある大学及び短大の学長または理事長のうち、協議会の趣旨に賛同した者
- (2) 横浜市長
- (3) その他第2条の目的を達成するため、協議会が必要と認めた者

(会長)

第4条 横浜市長をもって協議会の会長とする。

- 2 協議会の会議は、会長が招集する。
- 3 会議の座長は、会長が務める。

(分科会)

第5条 協議会に分科会をおくことができる。

- 2 分科会は協議会の承認を得て会長が設置する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、総務局において処理する。

(会則の変更)

第7条 会則の変更は協議会の議決による。

(その他)

第8条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成17年3月14日から施行する。

(施行期日)

この会則は、平成23年7月28日から施行する。

(施行期日)

この会則は、令和6年4月1日から施行する。